

国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会教員選考委員会細則

制 定 平成26年 3月28日

法人和歌山大学規程 第1457号

最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会規程第8条第3項に規定する教員選考委員会（以下、「委員会」という。）に関して、必要となる事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、原則として選考案件ごとに置くものとし、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 公募開始の時期と方法（学内兼担を含む。）

(2) 教育力・研究業績を重視した選考

(3) その他教員選考において必要となること

2 委員会を置かない場合の前項各号に掲げる事項の審議は、教員組織運営委員会で行う。

(組織)

第3条 委員会は、教員の採用案ごとに、教員組織運営委員会が指名する次の各号の委員をもって組織する。

(1) 採用案に関連する学系長

(2) 教員組織運営委員会委員のうち若干名

(3) 採用案を提出した、学部、学環又は附属施設の長（以下「学部長等」という。）が推薦する者のうち若干名

(4) その他教員組織運営委員会が必要と認める者

2 前項第2号により指名された委員は、当該委員の配置される学部から選出される教育研究評議会評議員、当該委員の配置される学部の副学部長又は学環長を代理する者と交代することができる。

3 前項第2号の委員と第3号の委員は同数とする。

4 第1項第3号及び第4号の委員は、本学の専任教員に限る。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(意見調整)

第7条 委員長は選考結果を学部長等に回付する。

2 学部長等は前項の選考結果について、委員長から通知のあった日から起算して7日以内に意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

教員組織運営委員会教員選考委員会細則

(事務)

第9条 委員会の事務は、人事労務課において処理する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1629号）

この改正細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2235号）

この改正細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2532号）

この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2727号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。